

鹿児島市立病院院内がん登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市立病院（以下「本院」という。）における院内がん登録の実施及び運用に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 次の各号に掲げる院内がん登録に関する業務は、院内がん登録室が行う。

- (1) 本院で診断又は診療を行った全てのがん患者（以下「対象患者」という。）の診断から治療まで及び予後に係る情報の登録に関すること。
- (2) 院内がん登録をした対象患者の予後調査に関すること。
- (3) 院内がん登録情報の管理に関すること。
- (4) 院内がん登録情報の集計、報告及び公表に関すること。
- (5) 各種がん登録事業実施機関への情報提供に関すること。
- (6) その他がん情報の提供に関すること。

(対象患者の登録)

第3条 院内がん登録をする項目は、「がん診療連携拠点病院院内がん登録標準登録様式」に従う。

(対象患者の予後調査)

第4条 対象患者の予後調査については、追跡調査をし、生死及び死因の把握に努める。

- (1) 自施設の来院履歴
- (2) 他施設からの情報提供
- (3) 患者・家族からの情報提供
- (4) 独立行政法人国立がん研究センターの予後調査事業または鹿児島県知事からの生存及び死亡情報の提供（がん登録等の推進に関する法律第20条）

(報告及び公表)

第5条 院内がん登録室は、院内がん登録情報の集計結果をがん治療・支援センター運営委員会に報告し、本院ホームページ等を活用し、公表に努める。

(がん登録事業実施機関への情報提供)

第6条 院内がん登録室は、がん登録事業のため、がん登録事業実施機関へ院内がん登録情報の提供を行う。

- (1) 独立行政法人国立がん研究センター
- (2) がん診療に係る公的調査実施機関

(院内がん登録情報の利用)

第7条 がん登録等の推進に関する法律第20条に基づき適切に院内がん登録へ提供された生存確認情報を含む院内がん登録情報（以下「院内がん登録情報」という。）は、本院職員及

び本院職員と共同で利用する本院職員以外の者が当該情報を利用することについて明確な利用者・利用方法・利用範囲が定められていることを前提として研究に利用する場合に限り、利用することができる。

- 2 院内がん登録情報の利用を希望する本院職員（以下「利用申請者」という。）は、別に定める院内がん登録利用申請書に本院以外の者を含めた利用するすべての者の氏名を記入の上、がん治療・支援センター長へ提出し、その承認を得なければならない。
- 3 利用申請者は、前項で利用を希望した個人識別情報を含む院内がん登録情報を学会発表、論文作成等の目的のため院外で利用する場合には、前項の承認のほか、臨床倫理委員会の承認（本院職員と共同で利用する本院職員以外の者が所属する病院等の倫理に関する委員会の承認を含む。）を得なければならない。
- 4 提供された院内がん登録情報の保有期間は受領後、最長5年間とする。

（利用者の責務）

第8条 提供された院内がん登録情報の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用目的以外に院内がん登録情報を利用してはならない。
 - (2) 第三者に院内がん登録情報を譲渡、貸与及び閲覧させてはならない。
 - (3) 院内がん登録情報から得た患者個人の情報を他に漏らしてはならない。
 - (4) 院内がん登録情報の管理に最大限配慮しなければならない。
 - (5) 保有期間を過ぎた院内がん登録情報は速やかに削除しなければならない。
- 2 がん治療・支援センター長は、利用者が遵守事項に違反したときは、提供データの返却を求め、以後、院内がん登録情報の利用を制限することができる。

（個人情報保護）

第9条 院内がん登録情報は、厳格に保護されなければならない。実務者、その他関係者は、その取り扱いに関し十分に留意する。そのため、以下の点をおさえたセキュリティーポリシーを定め、運用する。

- (1) 院内がん情報のシステム運用責任者を定める。
- (2) 院内がん情報の担当者を特定する。
- (3) 院内がん登録システムへのアクセスは、個々の担当者ごとに認証情報を特定したうえで、アクセス制限をする。
- (4) 院内がん情報が参照可能な場所は、原則として業務に必要として許可された者のみが入室可能な体制とする。
- (5) 個人情報保護に関する教育訓練を行う。
- (6) 院内がん情報の個票情報が含まれる情報機器は原則として所定の位置より移動・持ち出しをしない。

（院内がん登録情報の保存期間）

第10条 院内がん登録情報の保存期間は、無期限とする。

(要領の改廃)

第11条 この要領の改廃は、がん治療・支援センター運営委員会の議を経て行う。

付 則

この要領は、令和3年10月27日から施行する。